

序 章

緑の基本計画について



序章 緑の基本計画について

1. 「緑の基本計画」の概要

(1)「緑の基本計画」とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、次のような特色があります。

■緑の基本計画の特色

●昭和町の緑のまちづくりに関する総合的な計画です

本計画は、都市公園の整備や緑地の保全に限らず、公共公益施設や民有地の緑化推進、緑の普及・啓発活動や景観の保全など、緑のまちづくりに関する総合的な計画として策定します。

●昭和町の特性に応じて、町民の意見を反映し策定する計画です

本計画は、法律（都市緑地法）に基づく計画ですが、広く町民の意見を反映しながら、町の創意により策定する計画です。

●住民・事業者・行政等の連携と協働による、緑のまちづくりに取り組む指針となります

緑豊かでうまいまちづくりの推進に向けては、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、住民・事業者・行政等の連携と協働による、緑のまちづくりに取り組む共通の指針としての役割をもちます。

(2)計画の目的

昭和町は大きな山や河川はありませんが、豊かな水の恵みと東花輪川（山伏川）などの水辺空間、社寺林や屋敷林、桜並木、農地の緑と田園景観、富士山をはじめ甲府盆地を囲む山々の眺望景観、ヒバリやホタルなどの身近な自然や緑と良好な関係を保ちながら発展してきました。

こうした身近な自然は、暮らしにうまいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、大気の浄化や酸素の放出、風雪や日照などの気候の緩和、郷土の美しい景観の形成、動植物の生息環境、災害から人や町を守るなど、様々なはたらきがあり、私たちの生活に重要な役割を果たしています。

本町は、急速に市街化が進む一方、住民の生活においては少子高齢社会の進展やライフスタイルの変化や多様化、自然や景観への意識の高まりなどを背景に、「生活の質（クオリティ）」と豊かさへの希求が高まり、緑に対する価値観も変わりつつあります。

本町は、これまで「山梨県緑化計画」（平成26年3月）、「昭和町緑の基本計画」（平成16年3月）、「昭和町都市公園条例」（平成4年12月）などに基づき、公園の整備や緑化の推進を図ってきました。

平成28年3月には「昭和町第6次総合計画」を策定し、これを受けて平成30年3月に「昭和町都市計画マスタープラン」を策定しましたが、これらの上位・関連計画においても、緑のまちづくりに関する施策は計画の大きな柱となっています。

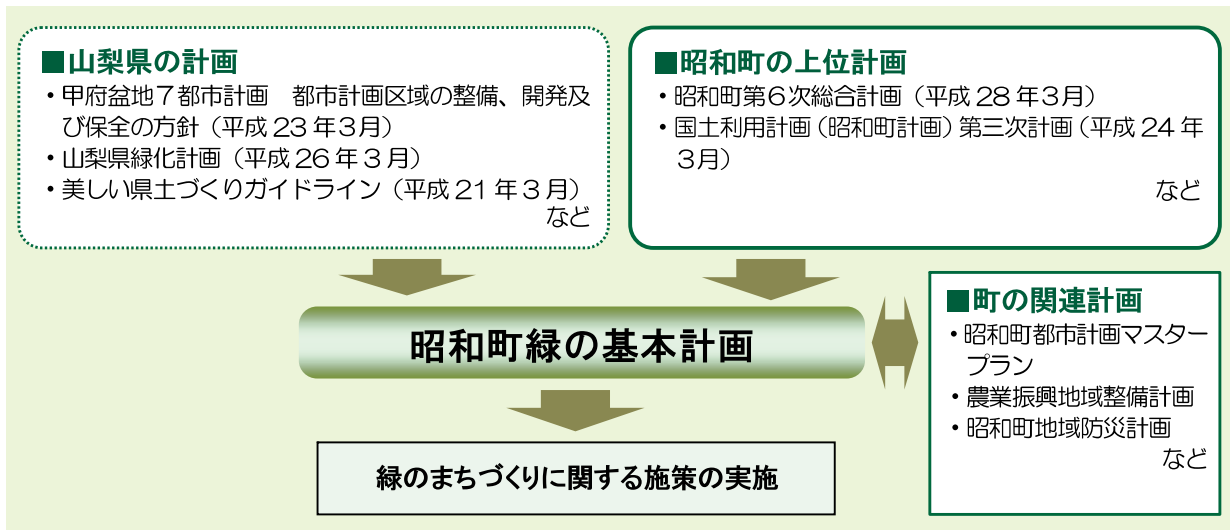
本計画は、住民をはじめ本町に関わる全ての人々にとって「緑は共有すべき社会資本」であり、「共有の資産」であるという考え方のもと、生活の豊かさをより実感できる水と緑に包まれたうまいまちづくりを目指し、総合的、計画的な施策を推進するための指針として策定することを目的とします。

(3) 計画の位置付け

「昭和町緑の基本計画」は、本町の上位計画である「昭和町第6次総合計画」に即した緑のまちづくりに関する基本計画として位置づけられます。

計画の推進にあたっては、これらの上位計画をはじめ、下図に示す山梨県の計画や「昭和町都市計画マスタープラン」をはじめとした昭和町の関連計画相互の施策を連携させることにより、計画の実効性を高めていきます。

■計画の位置付け



(4) 計画対象区域

本町は、全域が都市計画区域であるため、本計画の対象区域は町域全域（面積908ha）とします。

(5) 目標年次

本計画の目標年次は、「昭和町第6次総合計画」及び「昭和町都市計画マスタープラン」と整合を図るため、概ね20年後の平成47年（2035年）とし、中間年次も、おおむね10年後となる平成37年（2025年）とします。

- 目標年次：平成47年度（2035年）
- 中間年次：平成37年度（2025年）

なお、本計画は、社会経済環境の変化や国及び県の施策の変更など、昭和町の緑のまちづくりの方向性に大きな変化が生じた時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(6) 将来人口

本計画の計画目標（数値目標）の設定にあたり、前提となる将来人口は、「昭和町第6次総合計画」に基づき次のように設定します。

■将来人口の設定

	平成 27 年 (2015 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 47 年 (2035 年)
総人口	19,505 人*	21,500 人	21,900 人

注) *平成 27 年は実績値

(7) 計画の構成

本計画は、昭和町の目指す緑のまちづくりの将来像や計画の目標を「緑の将来像」として設定し、その実現に向けた緑の保全・創造・育成に関する計画（施策）を示すとともに、地域の特性に応じた緑のまちづくり方針を示します。

また「計画の推進に向けて」では、計画を推進していくため、住民・事業者・行政等の協働による緑の具体的な取り組み等について示しています。

■計画の構成

■緑の将来像と目標

- 緑の将来像と基本理念
- 計画の基本方針
- 計画の目標
- 水と緑のネットワーク構造



■緑のまちづくり方針

- 緑の保全方針（自然環境・景観の保全と活用の方針）
- 緑の創造方針（公園・緑地の創出とネットワーク方針）
- 緑化の方針（都市緑化の方針）
- 緑の育成方針（水と緑と花のまち育成方針）



■地域別緑のプラン

- 北部地域
- 中央地域
- 西部地域



■計画の実現に向けて

2. 緑について

(1) 緑のはたらき

緑は、次に示すような様々なはたらきをもっており、私たちの心、生活、地域やまち全体に深く関わっています。こうした緑のもつ役割を再認識し、大切に守り育てていく必要があります。

■緑のはたらき

- 空気をきれいにし、気候を和らげ酸素を放出するはたらきがあります（**気候の緩和機能**）
- 様々な生き物たちの生息・生育の場を与えています（**自然生態系の維持機能**）
- 災害からひとやまちを守るはたらきがあります（**防災機能**）
- 自然とのふれあい・レクリエーション活動の場を与えてくれます（**レクリエーション機能**）
- 美しい景観をつくり、生活にやすらぎとうるおいを与えてくれます（**景観形成機能**）
- 米、果樹・穀物・野菜等の食糧や花などの生産の場としてのはたらきがあります（**生産機能**）

(2) 計画の対象とする緑

大切な緑は守り、新たに創り（増やす）、育てていくことを目的に、本計画では、日常生活で私たちの目にふれる次のような「緑」を対象とします。

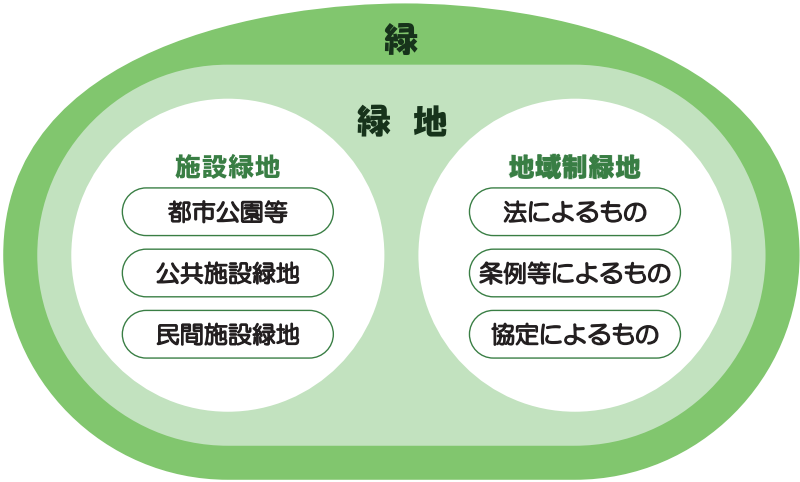
■計画の対象とする緑



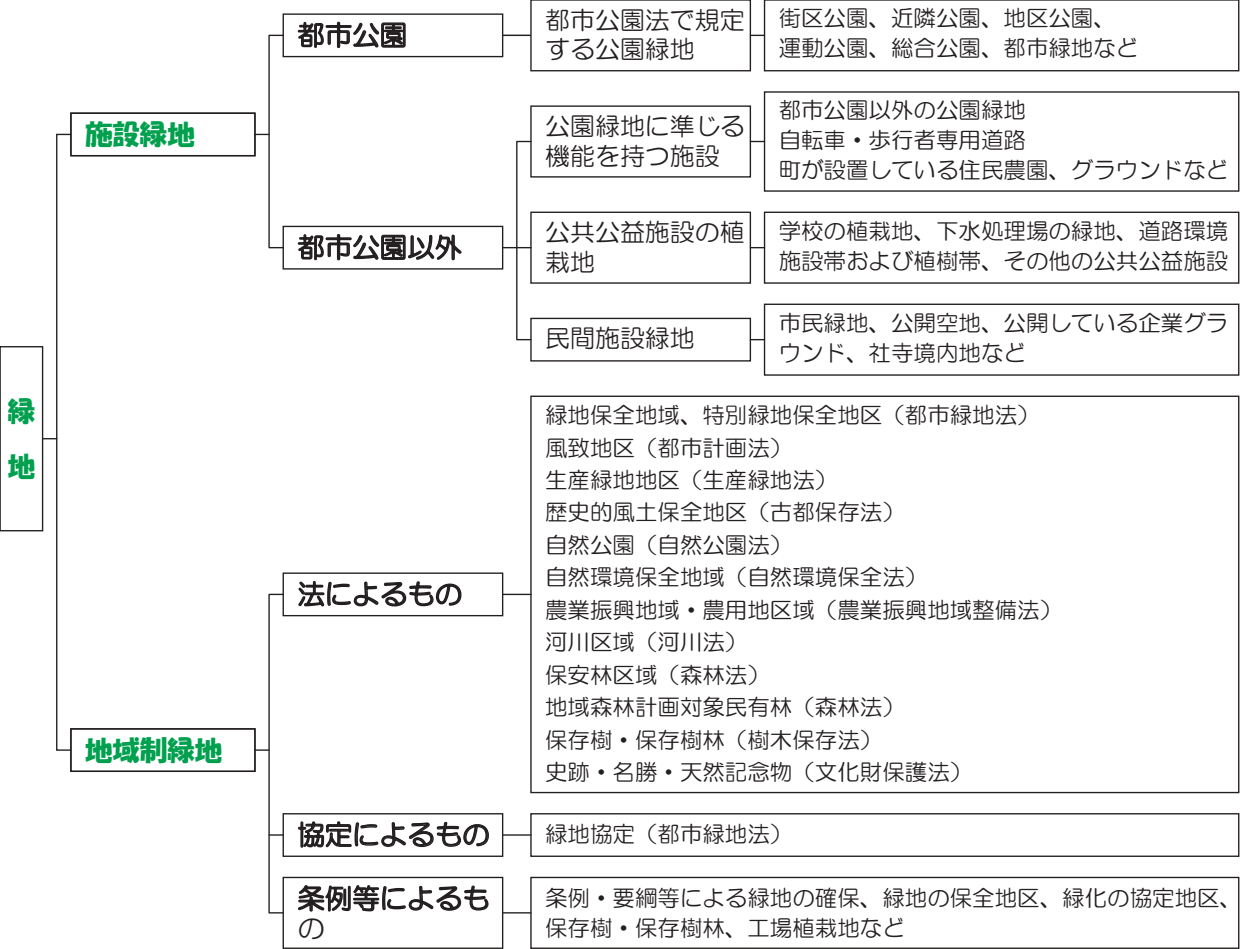
〈参考〉緑地の定義と区分について

本計画では、私たちが日常目にする「緑」のうち、次に示すように都市公園など、施設として利用されている緑（施設緑地と呼んでいます）と、法律や条例などにより一定の持続性が確保されている緑（地域制緑地と呼んでいます）を「緑地」として定義しています。

■「緑地」の定義



■「緑地」の分類



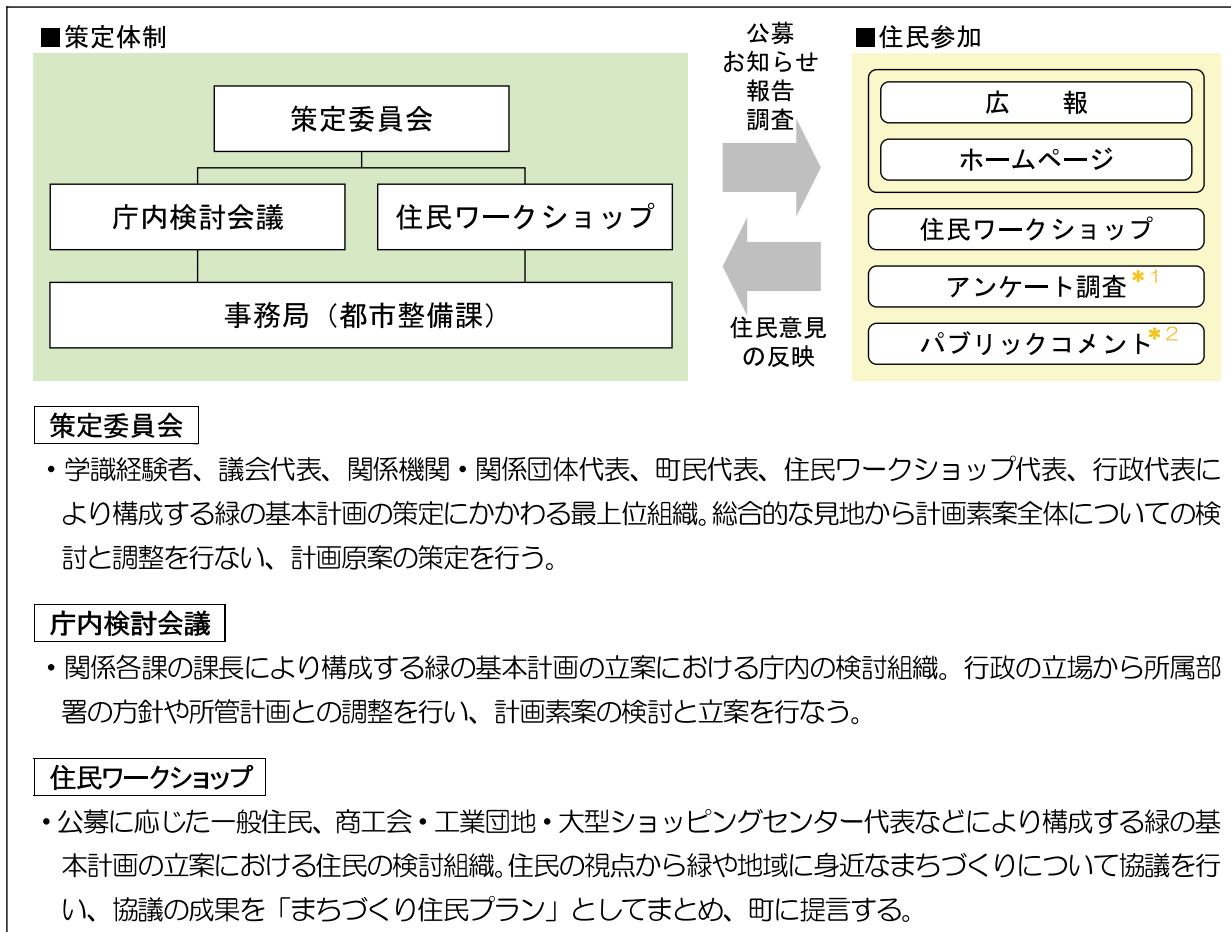
注）＊ここでの分類は、緑の基本計画としての一般的な分類であり、細目の中には本計画では対象としていないものも含まれています。

3. 計画策定の進め方

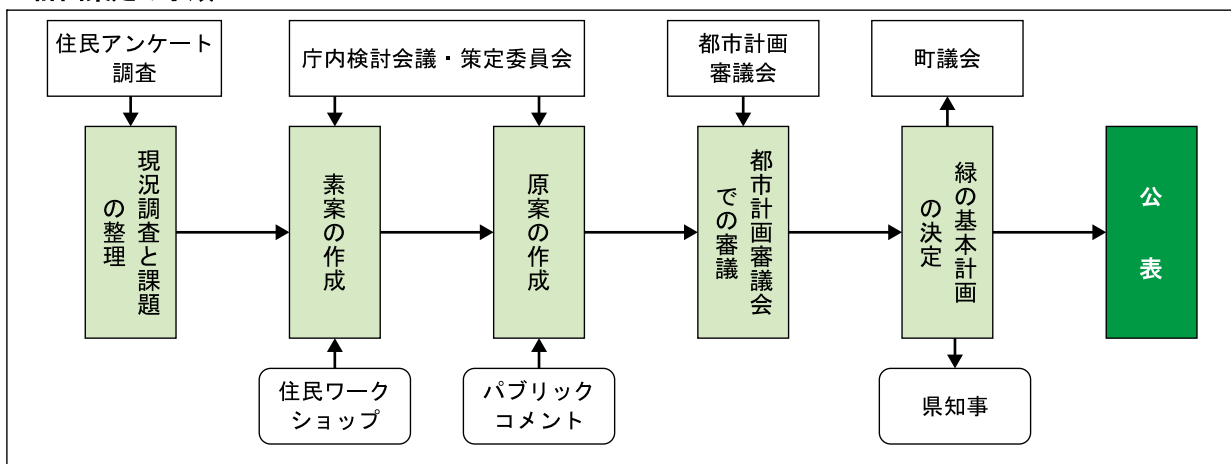
計画の策定にあたっては、同時に策定した「昭和町都市計画マスタープラン」とともに、住民や企業への「アンケート調査」の実施や「住民ワークショップ」の開催、「パブリックコメント」の実施など、計画づくりの初期の段階から様々な住民意向の把握と反映に努めながら、次のような体制と手順で策定を進めました。

なお、「住民ワークショップ」は、平成28年5月～11月にかけて計5回開催し、「まちづくり住民プラン」が提言されました。

■策定体制と住民参加



■計画策定の手順



注) *1 アンケート調査は、住民、企業、通勤者を対象に3種類の調査を実施しました。

*2 パブリックコメント：緑の基本計画のように、行政計画などの立案段階において、原案を公表し、一般住民から意見を募り、その上で意思決定を行う住民説明・住民参加の手続きのこと。

